

笠間市告示第491号

令和7年第4回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年11月20日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和7年11月27日(木)

2 場 所 笠間市議会議場

令和7年第4回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
11月27日	木	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 予算決算運営委員会委員の選任 〔一般質問通告締切（正午）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
11月28日	金	休 会	議案調査
11月29日	土	休 会	
11月30日	日	休 会	
12月 1日	月	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会〕
12月 2日	火	休 会	常任委員会（総務企画） 予算決算委員会（総務企画分科会）
12月 3日	水	休 会	常任委員会（教育福祉） 予算決算委員会（教育福祉分科会）
12月 4日	木	休 会	常任委員会（建設産業） 予算決算委員会（建設産業分科会）
12月 5日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
12月 6日	土	休 会	
12月 7日	日	休 会	
12月 8日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔総括質疑通告締切（正午）〕
12月 9日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（正午）〕

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
1 2 月 1 0 日	水	休 会	予算決算委員会（後期全体会） 分科会委員長報告・質疑 総括質疑 討論・採決
1 2 月 1 1 日	木	休 会	議事整理
1 2 月 1 2 日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 <div style="text-align: right;">〔全員協議会〕</div>

令和7年第4回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和7年11月27日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
副議長	9番	田村幸子君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	8番	内桶克之君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	18番	大貫千尋君
	19番	大関久義君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	瀬 谷 昌 巳 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市立病院事務局長	鈴 木 昭 彦 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	田 中 博 君
上 下 水 道 部 長	植 本 純 平 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	谷 口 哲 也 君
会 計 管 理 者	鶴 田 宏 之 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	石 井 謙
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
主 査	上 馬 健 介
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程 第 1 号

令和7年11月27日（木曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 委員会提出議案第2号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 委員会提出議案第3号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 予算決算運営委員会委員の選任について

- 日程第7 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第4号））
報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第8 議案第86号 笠間市職員の旅費に関する条例について
議案第87号 笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第90号 笠間市犯罪被害者等支援条例について
- 日程第12 議案第91号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）
議案第93号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）
議案第94号 指定管理者の指定について（北山公園）
議案第95号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）
議案第96号 指定管理者の指定について（笠間の家）
議案第97号 指定管理者の指定について（道の駅かさま）
- 日程第13 議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
議案第99号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第100号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第101号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第102号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議員定数等調査特別委員会の最終報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 委員会提出議案第2号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 委員会提出議案第3号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 予算決算運営委員会委員の選任について
- 日程第7 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第4号））

- 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第8 議案第 86号 笠間市職員の旅費に関する条例について
議案第 87号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第 88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 90号 笠間市犯罪被害者等支援条例について
- 日程第12 議案第 91号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）
議案第 93号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）
議案第 94号 指定管理者の指定について（北山公園）
議案第 95号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）
議案第 96号 指定管理者の指定について（笠間の家）
議案第 97号 指定管理者の指定について（道の駅かさま）
- 日程第13 議案第 98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
議案第 99号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第100号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第101号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第102号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議員定数等調査特別委員会の最終報告について

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をいたしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

市長挨拶

○議長（畑岡洋二君）　ここで市長から発言を求められておりますので、許可いたします。
市長山口伸樹君。

〔市長　山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君）　令和7年第4回笠間市議会定例会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ともに御多忙のところ御参集をいただき、お礼を申し上げたいと思います。

初めに、地方を取り巻く情勢についてでございます。

国におきましては、21日の臨時閣議において、強い経済を実現するため、「責任ある積極財政」の方針の下、戦略的に財政出動を行うとして、「生活への安全保障・物価高への対応」「危機管理投資・成功投資による強い経済の実現」「防衛力と外交力の強化」を三つの柱とする新たな総合経済対策を決定いたしました。

今回の経済対策では、国民が直面する物価高対策を最優先に掲げ、地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応として、自治体が自由に使途を決められる重点支援地方交付金の大幅拡充のほか、3か月分の電気・ガス代支援、中小・小規模事業者等の賃上げ環境整備、各種低所得者支援、事業者支援などの推奨事業メニューを強化するとしております。加えて、子育て世帯への支援として、子ども1人当たり2万円の給付などが盛り込まれております。

対策の裏づけとなる補正予算は、一般会計で17兆7,000億円程度としており、ガソリンの暫定税率の廃止や所得税の課税対象額の見直しなどに伴う減税効果を含めると、全体で21兆3,000億円程度の対策規模となり、コロナ禍後では最大となっております。現時点では地方分の予算額が示されておりませんが、迅速かつ効果的な物価高対策に向けた検討作業を進めており、速やかな予算措置等への準備を進めてまいります。

次に、県の状況でございます。

先月開催された県の審議会において、来年度からの県政運営の基本方針となる次期総合計画の素案が示されたところであります。

計画の方向性としては、引き続き現計画の基本的な考え方である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を目指し、四つのチャレンジ（豊かさ、安心安全、人材育成、夢・希望）の継続とともに、地域の高付加価値化を図るための差別化、将来の発展を見据えたインフラへの投資、外国人を含めた多様な人財の活躍を重視し、新しい茨城づくりの推進に向けた施策に取り組むとしております。本市においても、引き続き県計画の方向性を注視しながら、施策等の検討を進めてまいります。

次に、市の事業の状況についてでございます。

まず、防災力強化の取組として、災害時における民間事業者との連携協定についてであります。

10月に旭町地内に開業したコンテナホテル「アールナイン・ザ・ヤードかさま（R 9 The Yard 笠間）」を運営する事業者、株式会社デベロップと、災害時における移動式宿泊施設の提供に関する協定を締結するものであります。

協定では、平常時はコンテナホテルとして運営される客室を、災害時には本市の要請により指定する場所に速やかに移設し、仮設の宿泊施設等として利用できることから、災害対応の強化につながるものと考えております。県内では既に14の自治体が当該事業者と協定を結んでおり、本市においても12月中の締結を予定しております。

次に、拠点避難所である笠間市民体育館の敷地内に、蓄電設備を設置する事業者、東電タウンプランニング株式会社及び芙蓉総合リース株式会社と、災害時における電力提供に関する協定を締結するものであります。

協定では、災害時に大規模な停電が発生した際に、避難所への電力供給を無償で受けられることから、安定的な避難所運営の維持・継続に役立つものと考えております。こちらの協定においても、12月中の締結を予定しております。

次に、公共交通の課題に対する実証実験についてであります。

本市の公共交通計画に基づく持続的な公共交通網の形成に向けた取組の一つとして、公共交通の少ない地域における公共ライドシェアの有効性の検証と、潜在的な移動需要を把握するため、常陽銀行との共同事業により、タクシーを活用した移動サービスの実証実験を、12月17日から来年2月13日までの約2か月間実施をしております。

市内に居住する小学生から高校生までを対象に、通学や習い事への送迎などの利用を想定しております。今回の実験結果を踏まえて、持続性の高い公共交通の再編に向けた検討を進めてまいります。

次に、筑波海軍航空隊の地下無線室跡の公開についてでございます。

令和4年度の掘削調査で発見された筑波海軍航空隊の地下無線室跡の一般公開に向けて整備を進めてきた、記念館北側の広場整備工事がこのほど完成し、昨日、オープニングセレモニーを開催したところであります。

地下無線室跡の一般公開については、来月6日土曜日から、毎週土曜日の午前と午後の2回、先着20名までの事前予約制により、ガイドによる解説つきで見学をすることができます。

また、今回の公開プロジェクトに合わせて実施したクラウドファンディングでは、目標金額の200万円を上回る、235万9,000円の寄附を頂きました。多くの方々からの御支援と御協力に御礼を申し上げますとともに、寄附金については整備費用の一部に充当させていただきます。

今後もこのような戦争遺構の保存・活用の取組を通じて、戦争の記憶の継承に努めてまいります。

次に、提出議案についてであります。

今回の提出議案は、専決処分の承認を求めることについての報告が2件、笠間市職員の旅費に関する条例についてをはじめとする条例の制定及び改正、指定管理者の指定、令和7年度一般会計補正予算（第5号）など、議案17件であります。

提出議案のうち、補正予算関係の議案についてであります。

令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）をはじめ、特別会計及び企業会計合わせて、5会計の補正予算案を上程するものであります。

今回の補正予算では、少子化対策として結婚支援や犯罪被害者等支援条例の施行に伴う見舞金の創設、中小企業等における人手不足の解消を図る雇用政策など、市政の諸課題に対し迅速に対応するため、予算措置を講じることとしました。

歳出予算の主なものについてであります。

初めに、結婚支援事業についてであります。

少子化の要因の一つともなっている婚姻率の向上に向けた取組として、出会いの場を提供する交流イベントを2月及び3月の季節行事に合わせて、カフェなどを活用して開催してまいります。

次に、犯罪被害者等支援事業についてであります。

犯罪被害者等を支える地域社会の実現に向けた取組を推進するため、今定例会において提案する笠間市犯罪被害者等支援条例の施行に合わせて、犯罪被害者やその家族が受けた被害の早期回復及び軽減を目的として、見舞金の支給制度を創設するものであります。

次に、脱炭素社会実現事業についてであります。

環境省と経済産業省の連携事業である、ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデル事業への応募に当たり、導入予定施設である地域交流センター「トモア」において、太陽電池の設置検討に伴う屋根の耐荷重調査を実施してまいります。

次に、雇用対策事業に係る地方就職学生支援事業補助金についてであります。

学生の地方移住に対する支援及び経済的負担の軽減を目的とした県の支援事業に合わせて、東京圏に進学した学生が卒業後に県内の企業に就職し、かつ笠間市内に定住した場合に、就職活動中の交通費や引っ越しなどに要する費用を支給するものであります。

次に、道路維持事業についてであります。

通学路の安全点検結果及び地域や学校からの要望を踏まえ、学校周辺の道路における通学時の安全性を確保するため、通学路注意などの路面標示を設置し、ドライバー等に対する視認性の向上を図ってまいります。

次に、スポーツ国際交流推進事業についてであります。

台湾とのゴルフによるスポーツ交流として、台湾ゴルフ協会から来年3月に高雄市で開

催される同協会主催の台湾アマチュアゴルフ選手権への参加招待を受けたことから、大会に出場する選手等の派遣に要する費用を計上するものであります。

次に、木村武山の生誕150年を記念する事業についてであります。

横山大観らと共に近代日本画壇を代表する本市出身の日本画家、木村武山が令和8年に生誕150年を迎えることから、来年2月に企画展を開催する県の天心記念五浦美術館と連携して、同美術館と大日堂を巡るバスツアーのほか、記念講演会を実施してまいります。また、東京の明治神宮ミュージアムにおいても企画展が予定されておりますので、これらの機会を通じて、本市ゆかりの偉人に対する認知度の向上を図ってまいります。

そのほか、歳入におきましては、給与所得金額の伸びによる市民税の増を見込んだほか、歳出補正関連の国庫支出金、市債等を補正するものであります。

また、新年度の行政サービスや行政事務を円滑に行うため、債務負担行為の設定などを行うものであります。

これらの事業における経費及びその財源を盛り込んだ今回の補正予算額は1億7,581万6,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は372億8,100万5,000円となります。

後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶といたします。

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） では、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番益子康子君、11番林田美代子君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る11月20日に議会運営委員会を開催し、御審議をいただいております。

ここで議会運営委員会から御報告願います。

委員長村上寿之君。

〔議会運営委員長 村上寿之君登壇〕

○議会運営委員長（村上寿之君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、11月20日に令和7年第4回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、本日から12月12日金曜日までの16日間といたします。

初日の11月27日木曜日は、会期の決定、議案の説明を受けた後、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。また、予算決算運営委員会委員の選任を行います。

28日金曜日は議案調査のため、休会といたします。

1日月曜日は、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会へ付託を行います。

2日、3日、4日の3日間で、各常任委員会及び予算決算委員会の分科会を開催いたします。

一般質問は、5日金曜日、8日月曜日、9日火曜日の3日間でを行います。

10日水曜日は予算決算委員会（後期全体会）を開催し、分科会委員長報告、質疑の後、総括質疑を行い、討論、採決となります。

最終日の12日金曜日は、各常任委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

以上、会期日程等について報告いたします。

○議長（畑岡洋二君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から12月12日までの16日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月12日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

諸般の報告について

○議長（畑岡洋二君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

まず、令和7年第3回定例会におきまして議決された教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書を、各関係機関宛てに提出いたしましたことを御報告いたします。

次に、議会閉会中の議員の派遣についてですが、笠間市議会会議規則第167条第1項ただし書の規定により、議長において決定いたしました。その内容は、資料のとおりであります。

次に、11月1日付で施行されました改正笠間市議会委員会条例につきまして、同条例第8条第1項ただし書の規定に基づき、議長が予算決算委員会の委員を、資料のとおり11月1日付で選任いたしましたので、御報告いたします。

委員会提出議案第2号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（畑岡洋二君） 日程第4、委員会提出議案第2号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長村上寿之君。

〔議会運営委員長 村上寿之君登壇〕

○議会運営委員長（村上寿之君） 委員会提出議案第2号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本案は、予算決算委員会が設置されたことに伴い、予算決算運営委員会を新たに設置するため、本規則の改正を提案するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましてはよろしく賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明いたします。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第3号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第5、委員会提出議案第3号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長村上寿之君。

〔議会運営委員長 村上寿之君登壇〕

○議会運営委員長（村上寿之君） 委員会提出議案第3号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本案は、笠間市議会会議規則の改正により、協議、調整の場として予算決算運営委員会が追加されたため、本条例の改正を提案するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましてはよろしく賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明いたします。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

討論ございますか。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 議長の許可を受けまして、この議案に反対の立場で討論をいたします。日本共産党の石井 栄です。

笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につい

て、委員会提出議案第3号について、反対の立場で討論をいたします。

会派代表者による運営委員会をつくるということになったわけですが、その費用弁償として規則に加えて日当を払うということについて、これは賛同することはできません。

議員は議員報酬を毎月頂いており、その活動の中で議会の活動をするものでありまして、これに新たに費用弁償を加えるということについては市民の理解は得られないと考えるので、反対いたしますので、御理解の上、皆様の御賛同をお願いいたしたくお願い申し上げます、反対討論といたします。

○議長（畑岡洋二君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は、マイクの賛成ボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） マイクの賛成ボタンを押すと、賛成ボタンのランプが点滅から点灯に変わります。

賛成ボタンを押した方は、賛成のボタンのランプが赤く点灯しているか御確認ください。確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） では、採決を確定いたします。

投票総数21、賛成18、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

予算決算運営委員会委員の選任について

○議長（畑岡洋二君） 日程第6 予算決算運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

予算決算運営委員会委員の選任については、会議規則第166条第3項及び第4項の規定により、議長において指名いたします。

予算決算運営委員会委員に、1番長谷川愛子君、4番鈴木宏治君、5番川村和夫君、8番内桶克之君、9番田村幸子君、10番益子康子君、12番田村泰之君、13番村上寿之君、19番大関久義君、以上9名を指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君

を予算決算運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第4号））

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（畑岡洋二君） 日程第7、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第4号））及び報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）の2件を一括議題といたします。説明者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第6号及び報告第7号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの報告は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分にした令和7年度笠間市一般会計補正予算（第4号）及び損害賠償の額を定めることについて、同条第3項の規定により、報告し承認を求めるものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 私の発言を訂正させていただきます。

先ほどの市長の発言は、提案者の説明でございました。失礼いたしました。

では、総務部長瀬谷昌巳君、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 報告第6号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について御説明を申し上げます。

これは、令和7年10月10日付で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、9月5日に発生した台風15号による豪雨被害に迅速に対応する予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,200万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ371億518万9,000円としたものでございます。

歳入歳出の予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

8ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第16款県支出金、第2項県補助金、4目農林水産業費県補助金81万9,000円の増は、小

原地区のため池施設災害復旧に係る経費の財源として、県単土地改良事業補助金によるものでございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億2,119万円の増は、今回の補正予算の財源とするために繰入れをするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

9ページを御覧ください。

第10款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費327万7,000円の増は、小原地区にございます農業用ため池不動谷津池の上流側流入口の一部崩落を復旧工事するため、計上するものでございます。

第2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費1億1,134万円の増は、14節工事請負費に豪雨災害により被災した道路河川において護岸及び法面等の復旧工事をするため、増額するものでございます。

第3項その他公共施設・公共施設災害復旧費、1目観光施設災害復旧費739万2,000円の増は、12節委託料に笠間の家敷敷地内法面が崩れたことにより、法面の復旧工事に伴う測量設計など委託料を計上するものでございます。

以上で令和7年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 続いて、都市建設部長田中 博君。

〔都市建設部長 田中 博君登壇〕

○都市建設部長（田中 博君） 報告第7号、損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

今回の報告につきましては、岩間地区安居地内で発生しました倒木による車両事故となります。

発生日は令和7年3月17日に、道路敷地に自生していた樹木が強風により倒れ、隣接する会社敷地に駐車していた従業員の車両に直撃し、損害をしたものでございます。

この事故においては、本市の過失割合を100%で示談を行い、損害賠償額は車両修理費用及び代車費用などを含めて183万7,209円を支払うものでございます。

報告第7号の説明は以上となります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第6号及び報告第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第86号 笠間市職員の旅費に関する条例について

議案第87号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第8、議案第86号 笠間市職員の旅費に関する条例について及び議案第87号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第86号 笠間市職員の旅費に関する条例について及び議案第87号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

これらの提案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

〔市長公室長 堀江正勝君登壇〕

○市長公室長（堀江正勝君） まず、議案第86号 笠間市職員の旅費に関する条例について御説明を申し上げます。

本条例につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本市職員の旅費制度についても国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、改正するものであります。

条例の説明をいたします。

2ページを御覧ください。

全体は、29条で構成されております。

まず、第1条、第2条は、条例の趣旨や定義を定めている規定でございます。

3ページの第3条から6ページの第8条までは、旅費の支給条件や種類、計算方法や請求手続を定めている規定でございます。

7ページの第9条から9ページの第12条までは、交通費について定めており、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費についての規定でございます。それぞれの交通機関を利用した旅行の費用を支給するとともに、タクシーやレンタカー利用に関する費用について、その他の交通費として支給するものでございます。

10ページを御覧ください。

第13条は、宿泊を伴う旅行の際に国家公務員等の旅費支給規程に準じた額を上限に、宿泊費を支給する規定でございます。

第14条は、交通費と宿泊費が一体となった、いわゆるパック旅行等に対する費用として、包括宿泊費を支給する規定でございます。

第15条は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる費用として、宿泊手当を支給する規定でございます。

第16条から第18条までは、転居費等を定めており、転居費、着後滞在費、家族移転費についての規定でございます。派遣職員の赴任の際に、本人や家族の移転や移動に係る費用を支給する規定でございます。

12ページを御覧ください。

第19条は、予防接種や旅券の交付手数料など外国旅行に要する費用として、渡航雑費を支給する規定でございます。

第20条は、海外赴任中に本人や配偶者もしくは子が死亡した際の遺骨引取り等の費用として、死亡手当を支給する規定でございます。

第21条から第23条までは、退職者や遺族、証人等の旅費の支給方法を定めている規定でございます。

13ページの第24条から14ページの第27条までは、旅費の支給額の上限、調整方法、特例及び返納について定めている規定でございます。

第28条は、本条例の適正な執行を確保するための市長の監督について定めている規定でございます。

第29条は、規則への委任について定めている規定でございます。

附則でございますが、第1項につきましては、施行期日を令和8年4月1日とする規定でございます。

第2項から15ページの第6項までは、経過措置についての規定でございます。

第7項から16ページの第9項までは、本条例を全部改正することに伴い条例番号が新しくなるため、本条例を引用している条例の条例番号を変更する規定でございます。

以上で議案第86号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第87号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本条例につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本市職員の旅費制度についても国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、改正するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づいて御説明を申し上げます。

5ページを御覧ください。

まず、第3条は、別表第2及び別表第3の削除に伴う文言の整理となります。

第8条は、車賃等に関する規定を削除し、鉄道を利用した旅行に伴う費用を、鉄道賃として支給する規定を新設したものでございます。

6ページを御覧ください。

第9条は、船舶を利用した旅行に伴う費用を、船賃として支給する規定でございます。

第10条は、航空機を利用した旅行に伴う費用を、航空賃として支給する規定でございます。

7ページを御覧ください。

第11条は、宿泊を伴う旅行の際に、国家公務員等の旅費支給規程に準じた額を上限に、宿泊費を支給する規定でございます。

第12条は、第8条から第11条で定めた種目以外の旅費について、一般職の職員の例によることを定めている規定でございます。

7ページ別表第2から8ページ別表第3につきましては、今回の改正に伴い削除するものでございます。

4ページにお戻りをいただきまして、附則についてでございますが、第1項は施行期日を令和8年4月1日とする規定でございます。第2項は、経過措置についての規定でございます。

以上で議案第86号、議案第87号の説明を終わらせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第9、議案第88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましてはこども部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

〔こども部長 深澤 充君登壇〕

○こども部長（深澤 充君） 議案第88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての提案理由を御説明させていただきます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、児童福祉施設等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたこと及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童福祉施設等を利用する乳幼児の健康診断に関する要件が改正されたことを受け、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

4ページをお開き願ひます。

笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条、虐待等の禁止でございます。

児童福祉法の引用条文を、第33条の10各号から第33条の10第1項各号に改めるものでございます。

次に、第17条の第2項でございます。施設利用開始前の健康診断が行われた場合に加え、新たに母子保健法に基づく乳幼児の健康診査が行われた場合を追加するものでございます。また、施設が行う健康診断につきましても、利用開始時の健康診断に加え、定期の健康診断及び臨時の健康診断にも適用できるものと改正するものでございます。

続きまして、6ページをお開き願ひます。

笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第25条、虐待等の禁止でございます。

児童福祉法の引用条文を、第33条の10各号から第33条の10第1項各号に改めるものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条及び9ページをお開き願いまして、笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条につきましても、児童福祉法の引用条文を改めるものでございます。

3ページにお戻り願います。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第88号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第10、議案第89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、林野火災の予防に関する事項を定めるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

〔消防長 谷口哲也君登壇〕

○消防長（谷口哲也君） 議案第89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、令和7年2月26日、岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、総務省消防庁から全国に向け火災予防条例改正の通知が発出されたことにより、笠間市火災予防条例の一部を改正し、林野火災注意報、林野火災警報を新設するものであります。

また、たき火が火災と紛らわしい煙または火炎等を発する恐れのある行為等の届出の対象となることも含まれた内容となります。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

4ページをお開き願います。

左側の改正案の上段から中段にかけては、今回の改正に伴い、目次、根拠法令の追記など、体裁を整えてございます。

次に、4ページ下段から5ページになります。

第3章の3林野火災の予防（林野火災に関する注意報）、第29条の8第1項から第3項に、気象庁が林野火災予防上必要があるときは、市長が火の使用制限の努力義務の対象地区を指定して注意報を発することができる。また、地域にあるものは火の使用制限に従うように努めなければならないことを、それぞれ追加いたしました。

その下の段、（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限）、第29条の9、市長は林野火災予防を目的として警報を発するときは、火の使用制限の対象区域を指定することを加えました。

最下段になります。（火災と紛らわしい煙等を発する恐れがある行為等の届出）、第45条第1項1号中、文末の「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、さらに第2項に届出の対象となる期間、区域を消防長が指定することができることを加え、併せまして、条文の文言の整理を行うものでございます。

3ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和8年1月1日から施行いたします。

以上で議案第89号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第90号 笠間市犯罪被害者等支援条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第11、議案第90号 笠間市犯罪被害者等支援条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第90号 笠間市犯罪被害者等支援条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組を推進することについて基本となる事項を定めるため、制定するものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 議案第90号 笠間市犯罪被害者等支援条例についての内容を御説明申し上げます。

本案は、犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組を推進するため、その理念や支援の内容など基本的事項を定めるものでございます。

2 ページを御覧ください。

第1条は、被害者支援の取組を推進し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することとする目的の規定となります。

第2条は、用語の定義をしたものでございます。

第3条は、支援は個人の尊厳に配慮することや適切に途切れることなく行われること、二次的被害の防止について規定しております。

3 ページを御覧ください。

第4条では市の責務、第5条では市民及び事業者の責務について規定しております。

第6条では、市が犯罪被害者等に対して行う情報提供について規定しております。

第7条では見舞金の支給のほか、経済的負担の軽減、精神的被害の早期の回復、居住の安定、その他必要な支援について第1号から第4号まで規定しております。

第8条では、二次的被害の防止について規定しております。

4 ページを御覧ください。

第9条では、市が行うべき広報及び啓発について規定しております。

第10条では、民間支援団体に対する情報の提供などを規定しております。

附則といたしまして、この条例は令和8年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

ここで11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第91号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）

議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）

議案第93号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）

議案第94号 指定管理者の指定について（北山公園）

議案第95号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）

議案第96号 指定管理者の指定について（笠間の家）

議案第97号 指定管理者の指定について（道の駅かさま）

○議長（畑岡洋二君） 日程第12、議案第91号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）から議案第97号 指定管理者の指定について（道の駅かさま）の7件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第91号から議案第97号までの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間駅北口駐車場、笠間市営笠間駅北口自転車駐車場、笠間市ゆかいふれあいセンター、北山公園、笠間工芸の丘、笠間の家、道の駅かさまにおけるそれぞれの指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 議案第91号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）及び議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）は関連しておりますので、一括にて御説明申し上げます。

これらの指定管理者制度を導入する二つの施設は一体的に設置されている施設であり、指定管理者となる団体及び指定の期間、並びに選定理由などは同一となります。

指定管理者として指定する団体の名称は、一般社団法人笠間観光協会でございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となります。

今回の指定につきましては、観光案内業務を受けている同協会を指定管理者とすることで、互いの利用にとって高い利便性が確保でき、効率的な運用ができることから、非公募としたものでございます。

これにつきまして、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、提出された事業計画書などを審査した結果、接客態度を重んじ、職員教育や自主事業をより充実させるなどサービス向上の意識が認められ、かつ効率よく適切に管理運営を行う能力を有していることなどを総合的に評価いたしました。

あわせて、指定管理者選定審議会から指定管理者候補者として適当であるとの答申も頂いており、今般、指定管理者として指定するものでございます。

以上で議案第91号及び議案第92号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 続いて、環境推進部長小里貴樹君。

〔環境推進部長 小里貴樹君登壇〕

○環境推進部長（小里貴樹君） 議案第93号 指定管理者の指定について御説明申し上げ

ます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市ゆかいふれあいセンターでございます。

指定管理者となる団体の名称はS I F共同事業体、代表団体、株式会社サンアメニティで、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

今回の指定につきましては、施設の指定期間満了に伴い、公募により指定管理者の募集を行ったところ、1団体から申請がございました。

これにつきまして、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、提出された事業計画書等を審査した結果、平成28年度以降の指定管理実績を生かし、施設特性を十分に理解した実現性の高い事業計画であること、また構成団体が連携して細やかな維持管理や衛生管理を行い、施設の安定稼働を確保できる運営体制であることと評価いたしました。

あわせて、指定管理者選定審議会において審議を行っていただいたところ、指定管理者候補者として適当であるとの答申を頂いており、今般指定管理者として指定するものでございます。

以上で議案第93号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 次に、産業経済部長礒山浩行君。

〔産業経済部長 礒山浩行君登壇〕

○産業経済部長（礒山浩行君） 議案第94号から議案第97号について御説明申し上げます。

初めに、議案第94号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、北山公園でございます。

指定管理者となる団体の名称は笠間市造園建設業協同組合で、指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3か年間でございます。

今回の指定につきましては、施設の指定期間満了に伴い、公募により募集を行ったところ、1団体からの申請がございました。

これにつきまして、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、提出された事業計画書等を審査した結果、市内の造園業6者で組織されており、管理のノウハウがあり適切な維持管理を行うことが見込めること、北山公園の指定管理者として平成20年度から18年間の管理運営の実績があること、計画に基づき費用を削減するなど効率的に運用しようとする計画書等を総合的に評価いたしました。

あわせて、指定管理者選定審議会において審議を行っていただいたところ、指定管理者候補者として適当であるとの答申を頂いており、今般指定管理者として指定するものでございます。

以上で議案第94号の説明を終わります。

続きまして、議案第95号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間工芸の丘でございます。

指定管理者となる団体の名称は笠間工芸の丘株式会社で、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

今回の指定につきましては、施設の指定期間満了に伴い行うもので、笠間工芸の丘は笠間市稲田石材商工業協同組合、商工会、J A、常陽銀行、筑波銀行、笠間焼協同組合が出資者となっており、構成された第三セクターであることや、笠間工芸の丘株式会社は準備段階から今日まで指定管理者として運営をしており、民間の経営方法を取り入れた事業効率向上が期待されるため、非公募としたものでございます。

これにつきまして、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、提出された事業計画書等を審査した結果、当施設の設立準備から従事している職員が多く、近隣施設の陶芸美術館、陶芸大学校などをはじめ地域とのネットワークも構築されており、地場産業の振興に加え、新設したクラフトカフェを活用した食と体験を組み合わせたプランの導入や参加体験型の観光拠点としても拡充を図っているなど、これまでの実績を総合的に評価いたしました。

あわせて、指定管理者選定審議会において審議を行っていただいたところ、指定管理者候補者として適当であるとの答申を頂いており、今般指定管理者として指定するものでございます。

以上で議案第95号の説明を終わります。

続きまして、議案第96号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間の家でございます。

指定管理者等の団体の名称は特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会で、指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。

今回の指定につきましては、施設の指定期間満了に伴い行うもので、笠間の家は日本を代表する建築家伊東豊雄氏の初期の作品であり、施設の目的として維持管理保存に努めるとともに一般公開をしていることや、いばらきの魅力を伝える会は施設の指定管理者として約11年間の管理運営を担って安定的な運営をしていることから、非公募としたものでございます。

これにつきまして、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、提出された事業計画書等を審査した結果、笠間の家への価値を理解し、陶芸、建築業界の関連の企画展を実施しているほか、笠間の家以外にもかさま歴史交流館井筒屋や地域交流センターともべ等の指定管理施設を順調に運営し、経営基盤も安定している点などを総合的に評価いたしました。

あわせて、指定管理者選定審議会において審議を行っていただいたところ、指定管理者候補者として適当であるとの答申を頂いており、今般指定管理者として指定するものでございます。

以上で議案第96号の説明を終わります。

続きまして、議案第97号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、道の駅かさまでございます。

指定管理者となる団体の名称は株式会社道の駅笠間で、指定期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間でございます。

今回の指定につきましては、施設の指定期間満了に伴い行うもので、道の駅かさまは道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興への寄与を目的とした施設であり、笠間市、JA、常陽銀行、笠間観光協会が出資者となり設立された第三セクターであることや、株式会社道の駅笠間は当施設のオープン前の準備段階から今日まで指定管理者として運営をしており、民間の効率的経営方法を取り入れた事業を効率向上が期待できるため、非公募としたものでございます。

これにつきまして、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、提出された事業計画書等を審査した結果、施設のオープン当初から多様化する利用者ニーズに合わせ効果的効率的に施設運営をしており、さらなる誘客促進が期待できる点などを評価いたしました。

あわせて、指定管理者選定審議会において審議を行っていただいたところ、指定管理者候補者として適当であるとの答申を頂いており、今般指定管理者として指定するものでございます。

以上で議案第97号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）

議案第 99号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第100号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第101号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第102号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（畑岡洋二君） 日程第13、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）から議案第102号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）の5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）から議案第102号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）までの提案理由を申

上げます。

これらの提案議案は、一般会計のほか特別会計2会計、企業会計2会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,581万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ372億8,100万5,000円とするものでございます。

7 ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

メールサーバー構築事業、道路維持事業（友部地区）につきましては、事業に一定期間を要し年内での完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

市長選挙費につきましては、来年4月の任期満了に伴う市長選挙について、最終的な事業の終了が翌年度となることが想定されるため、繰越し措置を設定するものでございます。

8 ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正でございます。

議会だより作成業務委託から、11ページ、地域部活動推進事業業務委託まで38件につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

12 ページを御覧ください。

第4表、地方債補正でございます。

1、追加は、デジタル活用推進事業債（小学校）につきまして、総務債から別出しするものでございます。

単独災害復旧事業債（公共土木施設等）（台風15号）につきましても、災害復旧費の財源として新たに起債をするものでございます。

13 ページを御覧ください。

2、変更は、デジタル活用推進事業債のほか、市道整備事業債（狭あい道路整備等促進事業）などにつきまして事業費の補正などに伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細にて御説明申し上げます。

16 ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

1 款市税、第 1 項市民税、1 目個人分 1 億 2,000 万円の増は、給与所得金額の伸びなどにより個人住民税所得割を増額するものでございます。

17 ページを御覧ください。

第 16 款県支出金、第 1 項県負担金、5 目土木費県負担金 5,900 万円の減は、茨城県農業総合センター外周道路の事業費確定に伴い、道路改良工事等県負担金を減額するものでございます。

19 ページを御覧ください。

第 19 款繰入金、第 2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 2,583 万 6,000 円の増は、今回の補正予算の財源調整のために繰入れを行うものでございます。

次に、歳出でございます。

25 ページを御覧ください。

第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 638 万 2,000 円の増は、19 節扶助費に入所者が増えたことに伴い、母子生活支援施設入所措置費 300 万円を主なものとして増額するものでございます。

27 ページを御覧ください。

第 4 款衛生費、第 2 項清掃費、次の 28 ページを御覧ください。4 目エコフロンティアかさま対策費 301 万 5,000 円の増につきましては、14 節工事請負費に、福ちゃんの森公園における駐車場排水整備のため、公園改修工事費 285 万 1,000 円を主なものとして増額するものでございます。

29 ページを御覧ください。

第 6 款商工費、第 1 項商工費、次の 30 ページを御覧ください。2 目商工振興費 390 万 6,000 円の増は、18 節負担金補助及び交付金に、支給対象案件の増に伴い、自治金融・振興金融保証料補給補助金 250 万円を主なものとして増額するものでございます。

31 ページを御覧ください。

第 7 款土木費、第 2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費 4,407 万 6,000 円の増は、14 節工事請負費は県農業総合センター外周道路である（岩間東 307 号線）の事業費確定による 5,900 万円の減となりますが、18 節負担金補助及び交付金に、県道平友部停車場線の整備費として道路改良工事などの県負担金が主な増によりまして、5,000 万円の増となるものでございます。

33 ページを御覧ください。

第 9 款教育費、第 2 項小学校費、1 目学校管理費 1,078 万 9,000 円の増は、笠間小学校校舎の雨漏り修繕など校舎や体育館などの不具合に対する修繕料 739 万 8,000 円を主なものとして増額するものでございます。

34 ページを御覧ください。

第 3 項中学校費、2 目教育振興費 73 万 5,000 円の増は、17 節備品購入費に寄附金を活用

し、教室で用いる大型ディスプレイを配備するため、73万5,000円を増額するものでございます。

以上で令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 次に、保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第99号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ683万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億6,802万9,000円とするものでございます。

続いて、4 ページを御覧願います。

第2表の債務負担行為につきましては、令和7年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の期間を令和8年度、また限度額につきましては、国民健康保険帳票作成業務等委託は1,695万1,000円、特定健康診査業務委託は4,885万円と設定するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

7 ページを御覧願います。

6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金714万2,000円の増額は、一般会計繰入金の減額及び国庫返納金に伴う財源調整のため、財政調整基金からの繰入額を補正するものでございます。

続いて、歳出でございます。

8 ページを御覧願います。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金400万円の増額は、被保険者に係る前年度分の還付金を補正するものでございます。

次に、2 目償還金258万9,000円の増額は、令和6年度の実績額確定に伴う国庫金返納金でございます。

以上で議案第99号の説明を終わります。

続きまして、議案第100号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

初めに、1 ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ498万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億4,522万6,000円とするものでございます。

続いて、4 ページを御覧願います。

第2表の債務負担行為補正につきましては、令和8年度の介護保険帳票作成業務等委託

について令和7年度中に契約事務を進める必要があることから、期間を令和8年度、限度額につきましては1,084万6,000円と設定するものでございます。

次に、歳入歳出の主な内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。

7ページを御覧願います。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金102万3,000円から、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金63万9,000円までの各項目における増額は、介護サービス費及び介護予防サービス費の歳出の増額に伴い、国、県、一般会計からの法定負担割合分をそれぞれ収入するものでございます。

次に、歳出の主なものでございます。

8ページを御覧願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、7目居宅介護福祉用具購入費から5項1目高額医療合算介護サービス費までの増額につきましては、居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費及び高額医療合算介護サービス費それぞれの対象件数の増加によるものでございます。

続いて、9ページを御覧願います。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金168万6,000円の減額は、歳出見合いによる減額でございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金45万5,000円の増額は、過年度分の還付対象件数の増加によるものでございます。

以上で議案第100号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

〔上下水道部長 植本純平君登壇〕

○上下水道部長（植本純平君） 議案第101号及び議案第102号について御説明申し上げます。

初めに、議案第101号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条は債務負担行為を補正するもので、その内容は、水道薬品購入について浄水場で使用する薬品を令和8年度当初から手配するため、本年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載のとおり定めるものでございます。

以上で議案第101号の説明を終わります。

続きまして、議案第102号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条は業務の予定量を補正するもので、(4) 主要な建設改良事業ですが、污水管路建設事業486万7,000円増額し、その計を1億3,983万3,000円に、また処理場建設事業を58万9,000円増額し、その計を1億3,713万円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

第6条、債務負担行為でございますが、債務負担行為を予算第11条とし、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

その内容ですが、表の記載の公共下水道施設汚泥運搬業務委託、公共下水道施設汚泥処分業務委託及び農業集落排水処理施設汚泥引抜運搬処分業務委託の3件につきまして、令和8年度当初から発生する業務であり本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

9ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第3目一般会計補助金1,338万3,000円の増額は、一般会計からの補助金の算定見直しにより補正するものでございます。

第5目雑収益418万円は、下水道処理場施設更新工事で発生した鉄くずなどの売却によるものでございます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第1目污水管路費162万6,000円、第3目処理場費1,341万1,000円の増額及び第4目ポンプ場費244万5,000円の増額は、公共下水道処理場及び農業集落排水処理施設の動力費で、不足額に対する増額が主なものでございます。

10ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業資本的収入、第8項県補助金18万9,000円の減額は、農業集落排水事業に係る補助金額の確定による減額でございます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費、第1目污水管路建設費486万7,000円の増額は、不明水調査後の下水道管路内カメラ調査を実施するための委託料でございます。

第2目58万9,000円の増額は、第5節備用品費の購入費で下水道汚泥濃度計の購入費用、第7節委託料36万9,000円の減額は、農業集落排水処理施設計画概要書作成基礎調査業務委託に伴う入札差金による減額が主なものでございます。

以上で議案第102号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

産業経済部長礪山浩行君。

〔産業経済部長 礒山浩行君登壇〕

○産業経済部長（礒山浩行君） 先ほど議案第96号の笠間の家の説明において、指定期間につきまして「令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3か年」と説明いたしましたが、資料13番のとおり、指定期間は「令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間」でございます。

大変失礼いたしました。

○議長（畑岡洋二君） 訂正御了承願います。

議員定数等調査特別委員会の最終報告について

○議長（畑岡洋二君） 次に、日程第14、議員定数等調査特別委員会の最終報告についてを議題といたします。

議員定数等調査特別委員会委員長より最終報告の申出がありますので、これを許可いたします。

議員定数等調査特別委員会委員長田村幸子君。

〔議員定数等調査特別委員会委員長 田村幸子君登壇〕

○議員定数等調査特別委員会委員長（田村幸子君） 議長の許可をいただきましたので、議員定数等調査特別委員会報告書に基づき、当委員会に付託されました事件について、笠間市議会会議規則第39条第1項の規定により、調査の経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、地方議会は二元代表制の一翼を担う責任の下、これまで以上に立法機能や監視機能を十分に発揮し、地方自治の本旨の実現を目指さなければなりません。

このような中で、令和4年8月に制定した議会基本条例に基づき、開かれた議会を目指し、会議録公表の拡大や本会議におけるリアルタイムでの文字配信など様々な改革に取り組んできたところであります。

そうした議会改革の議論の中で、令和6年3月15日に全議員をもって構成する議員定数等調査特別委員会が設置され、議員の定数や常任委員会の体制、議員報酬や政務活動費などが適正なものであるかを議会改革の視点だけではなく、人口や面積などの地域要件、財政力、市の事業課題なども考慮しながら、これまで18回にわたり委員会を開催し、調査検討を重ねてまいりました。

このたび、当委員会で検討した結果について最終報告をいたします。

まず、当委員会の開催状況と協議内容についてでございますが、委員会発足時に掲げた調査研究項目のうち、（1）議員定数についてでございます。

検討を行うに際して、各委員が同じレベルで見直しを考えられるように、外部から有識者を招いて、研修を2回実施いたしました。

人口減少や自治体規模等の様々な視点から導き出した数値との比較検討を行い、多くの委員が意見や考えを述べ検討を重ねる中で、定数を減らすべき、減らすことが妥当とする委員の意見が多く、次に現状維持、時期尚早が続いたほか、定数のみでの検討は適切ではなく、議員報酬や政務活動費と合わせた議論が必要とする委員もあり、委員会の中での考え方は三つに分かれ、議論としては3通りの考えが平行し、全体としての理解、まとまりを見いだすことはできませんでしたが、定数を減らすべきという意見が過半数を占め、そのうちの約7割の委員が定数を2名減の20名にするという具体的な数が述べられました。

議員定数については委員全員の意見の一致とはなっていないものの、定数減とする意見が過半数を占めていることから、一定の結論は得られたものと解し、今後、条例改正に向け具体的な手続へと進むのが当委員会として本来の務めではありますが、この重要な課題に対する多様な意見を尊重し、この報告書の内容を基に、最終的な判断は各議員の判断に委ねることといたしました。

次に、(2) 委員会の体制については、議会の機能と役割を確保し、議会運営がスムーズになるような体制の整備が長年求められておりました。

そこで、予算決算特別委員会の常任委員会化について他の自治体の事例を収集し、第4回から第13回までの10回にわたり協議を重ね、常任委員会化すべきとの結論を得て、関連する条例等の改正案を提出し、令和7年第2回定例会において議決され、常任委員会として予算決算委員会が設置されました。

次に、(3) 議員報酬と政務活動費については、各会派等から今回の検討は見送るべきではないかや、議員報酬は県内の自治体の財政規模と比較しても標準的ではないか、また政務活動費は県内でも多いほうではないかなどの意見もありましたが、議論を進める中で、各委員からも定数減を進めるのであれば議員報酬の議論は時間をおいてからすべきや、定数減と報酬、政務活動費は一緒に検討すべき、また現時点の検討の必要性は感じない、他の自治体との比較で高額でも低額でもない、慎重な審議が必要など、意見が多岐にわたり出ましたが、十分な議論ができず、委員会としての結論を見いだすまでには至りませんでした。

しかし、議員報酬と政務活動費については、議員活動の一層の充実や将来の議員の成り手の確保、物価高騰やそれに伴う労務費の上昇などを踏まえた適正な議論・改正を行う必要性が明白であることから、改めて議論の場を設けるなど、引き続き議員間で協議していくことが望ましいと考えます。

当委員会としましては、当初掲げた項目全般について調査研究を通し、委員全員の多様な意見を得られ、委員会としての役目を果たしたものと考えます。

最終的に結論に至らなかった項目については引き続き議員間で協議していくことを今後期待し、以上、最終報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の最終報告に対する質疑を行います。
ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長の最終報告をもって、同特別委員会に付託いたしました議員定数等の調査研究を終了することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月1日午前10時に開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時52分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 益 子 康 子

署 名 議 員 林 田 美 代 子